



配偶者居住権と 小規模宅地特例 の実務

～ 民法改正を踏まえた小規模宅地特例の利用価値 ～

民法改正が小規模宅地特例に及ぼす影響は小さくありません。ただ、民法改正本来の趣旨からは利用価値が見出しがたいのが配偶者居住権です。ところが税法を切り口にするると様々な利用価値や論点が見えてくるのが配偶者居住権の面白いところです。

遺留分など民法改正について、相続の実務と問題解決の視点から事例を使ってこれらを検討します。



講師

白井一馬氏

白井税理士事務所
所長 税理士

昭和47年大阪府藤井寺市生まれ。平成15年6月税理士登録。

石川公認会計士事務所(現・税理士法人STM総研)、税理士法人ゆびすいを経て、平成22年2月白井税理士事務所開設。

(主な著作)

「【税理士のための相続税Q&A】小規模宅地等の特例」中央経済社

「顧問税理士のための相続・事業承継業務をクリエイティブにする方法60」中央経済社

「組織再編税制をあらためて読み解くー立法趣旨と保護法益からの検討」中央経済社(共著)ほか

東京生講座
オンラインLIVE講座*

4/19(月) 16:00-18:00

※オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能です。
※オンラインアーカイブは3営業日後12:00より1週間

会場受講 先着20名様限定

オンライン受講 無制限

会場

[浜松町] ビジョンセンター浜松町 JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分
東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分、都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分
東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

受講料

一般： [会場受講] 20,000円
[オンライン] 20,000円

会員： 無料

資産税実務研究会 / 定額制クラブ /
資産税オンラインスクール

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

内容・プログラム

民法改正が小規模宅地特例に及ぼす影響は小さくありません。ただ、民法改正本来の趣旨からは利用価値が見出しがたいのが配偶者居住権です。

ところが税法を切り口にすると様々な利用価値や論点が見えてくるのが配偶者居住権の面白いところです。

遺留分など民法改正について、相続の実務と問題解決の視点から事例を使ってこれらを検討します。

内容・プログラム

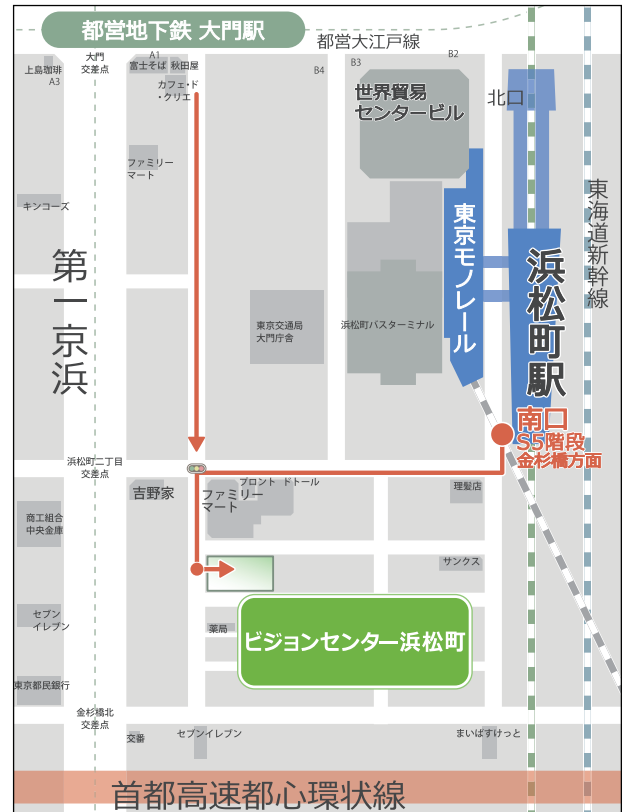
1. 小規模宅地特例の各制度を趣旨から理解する
2. 近年の改正の特徴
3. 個人版事業承継税制と小規模宅地特例
4. 配偶者居住権は積極的に利用すべきか
5. 配偶者居住権の消滅と課税問題
6. 二次相続発生後に設定できるか
7. 配偶者居住権が設定された建物の敷地について
相続があった場合
8. 遺留分制度の改正と小規模宅地特例 ほか

会場案内

[浜松町] ビジョンセンター浜松町

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F
TEL:03-6262-3553

- ・JR山手線・京浜東北線
「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分
- ・東京モノレール羽田空港線
「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分
- ・都営大江戸線・浅草線
「大門駅(A1出口)」徒歩5分



お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

4/19(月)「配偶者居住権と小規模宅地特例の実務」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 生講座会場受講 (20名様) オンラインLIVE講座 (無制限) オンラインアーカイブ講座 (無制限)

種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 定額制クラブ 会員(無料) 資産税実務研究会 会員(無料) 資産税オンラインスクール 会員(無料) 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL.1

TEL.2 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。

FAX

E-mail